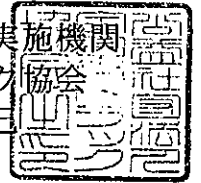


全ト協発第 91 号 (適)
平成 30 年 5 月 28 日

全国中小企業団体中央会
会長 大村 功作 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己



トラック運送における安全性優良事業所認定制度の活用のお願について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、トラック運送事業に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省と公益社団法人全日本トラック協会が推進する安全性優良事業所認定制度（以下「Gマーク制度」という。）は、輸送の安全の確保に積極的に取り組んでいる事業所を認定・公表することによって、荷主企業がより安全性の高い事業所を選びやすくすることを目的として、平成 15 年度に開始した制度であります。

また、Gマーク制度については、一般社団法人日本経済団体連合会の安全運送に関する荷主としての行動指針においても、「運送事業者の選定にあたっては、ISO9001 基準や安全性優良事業所認定制度などの客観的な基準を積極的に活用する。」とされるなど、産業界からも高い評価を得ており、さらに国土交通省の調査では、Gマーク制度により認定を受けた事業所は、受けていない事業所に比べて、事故の割合が半分以下になっています。

貴団体におかれましては、Gマーク制度の趣旨をご理解いただくとともに、傘下の会員企業におけるGマーク制度の活用について、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、別添のとおり、この度リーフレットを作成致しましたので、貴団体傘下の会員企業にご周知いただければ幸甚に存じます。

謹白

リーフレット http://www.jta.or.jp/tekiseika/pdf/gmark_ninushi.pdf
認定事業所一覧 http://www.jta.or.jp/tekiseika/teki_list/gmark/index.html

【本件に関する問合せ先】

公益社団法人全日本トラック協会適正化事業部 板倉、布施、大里 電話 03-3354-1067